

千葉県警察シンボルマスコット及び千葉県警察シンボルマークの制定に関する訓令

平成2年9月26日

本部訓令第11号

〔沿革〕 平成20年11月本部訓令第23号

平成24年6月本部訓令第12号

平成27年3月本部訓令第5号

千葉県警察シンボルマスコット及び千葉県警察シンボルマークの制定に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察シンボルマスコット及び千葉県警察シンボルマークの制定に関する訓令  
(趣旨)

第1条 この訓令は、千葉県警察シンボルマスコット(以下「シンボルマスコット」という。)及び千葉県警察シンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)の制定に関し必要な事項を定める。

(シンボルマスコット)

第2条 シンボルマスコットの図形、規格及び主旨は、別図第1のとおりとする。

2 シンボルマスコットの愛称は、「シーボック」とする。

(シンボルマーク)

第3条 シンボルマークの図形、規格及び主旨は、別図第2のとおりとする。

(商標権)

第4条 シンボルマスコット、シンボルマーク及び愛称「シーボック」(以下「シンボルマスコット等」という。)は、一般財団法人千葉県旭光会(昭和10年6月4日に財団法人千葉県旭光会という名称で設立された法人をいう。以下「旭光会」という。)が商標登録を行い、シンボルマスコット等の使用に関する事務を処理するものとする。

(シンボルマスコット等の使用手続)

第5条 シンボルマスコット等は、旭光会の承認を得て使用するものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) シンボルマスコット等の図形、規格及び旭光会の定める使用基準に基づき、組織として使用する時。

(2) 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関が、報道のために使用する時。

(3) 旭光会が、使用承認に係る使用申請を要しないと認めた時。

2 シンボルマスコット等の使用手続、使用料、その他シンボルマスコット等の使用については、旭光会の定めるところによる。

3 シンボルマスコットの使用又は第1項に規定する承認に当たっては、警務部厚生課長が旭光会に合議を行うものとする。

以下別図 省略